

市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

東京都の特別区への旅行に係る日当の加算を廃止するため。

市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年伊丹市条例第 号）

市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 1 年条例第 4 0 0 号）の一部を次のように改正する。

別表ア備考を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の市職員等の旅費に関する条例別表の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し，かつ，施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し，当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については，なお従前の例による。